

- 皆様のご意見をお寄せください -

子育て支援施設（保育所等）の設置
に関する

「杉並区建築物の建築に係る住環境
への配慮等に関する指導要綱」
の改正（案）等について

平成 25 年 9 月



ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続き）

緊急の課題である待機児童の早期解消を図るため、区では、平成25年3月に策定した「待機児童対策緊急推進プラン」に基づく施設整備等の取組を進めています。一方で、大規模な集合住宅や事業所等の建設に伴って一時的かつ局所的に発生する保育需要等に対応するためには、これらの建築物の建設事業者の一層の協力を得て保育所等の設置を図る必要があります。

区ではこれまで、「杉並区建築物の建築に係る住環境への配慮等に関する指導要綱」に基づき、大規模集合住宅の建設事業者に対し、子育て支援施設の設置に関する区との協議を求めてきたところですが、今般、協議の実効性を一層高める観点から、協議対象となる建築物の拡大等を図る要綱改正を行うとともに、新たに「杉並区大規模集合住宅等の建設に係る子育て支援施設の設置に関する協議要領(案)」を定めることとしました。

このことに伴い、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、改正等の骨子をお知らせするとともに、皆様のご意見を伺います。

郵便、ファクス、Eメールまたは下記閲覧場所に設置された意見提出用紙によりご意見をお寄せください。区公式ホームページの「電子掲示板」に、ご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所（併せて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地）、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください（公表はいたしません）。

ご意見の概要とそれに対する区の考え方は、平成25年11月頃に公表する予定です。

【 閲 覧 場 所 】

都市整備部都市計画課（区役所西棟5階） 保健福祉部保育課（区役所東棟3階） 区政資料室（区役所西棟2階） 区民事務所・分室・駅前事務所、図書館でご覧いただけます。

意見募集期間	平成25年9月1日（日）～30日（月）
意見提出先	杉並区都市整備部都市計画課 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 FAX 03(5307)0689 E-mail tosikeikaku-k@city.suginami.lg.jp
区公式ホームページ	http://www.city.suginami.tokyo.jp
問い合わせ先	杉並区都市整備部都市計画課建築調整係 TEL 03(3312)2111（代表） 内線3542

「杉並区建築物の建築に係る住環境への配慮等に関する指導要綱」
の改正（案）等について

1 「杉並区建築物の建築に係る住環境への配慮等に関する指導要綱」改正の概要
（所管：都市整備部都市計画課建築調整係）

建設事業者の一層の協力を得て、地域のニーズに応じた保育所や事業所内保育施設等の整備推進を図るため、第32条を改正し、区長と子育て支援施設の設置に関する協議を行う対象を、以下のとおり拡大します。

階数が3以上かつファミリー形式（住戸専用面積40㎡以上）の住戸数が50戸以上の集合住宅建設事業者

集合住宅以外（事務所等）で、延べ面積が1,500㎡以上の建設事業者

（現在の要綱の規定）

現在の要綱第32条では、区長と子育て支援施設に関する協議を行う対象として、以下のように定めています。

階数が3以上かつファミリー形式（住戸専用面積40㎡以上）の住戸数が100戸を超える事業を行う者

2 「杉並区大規模集合住宅等の建設に係る子育て支援施設の設置に関する協議要領」の概要（所管：保健福祉部保育課保育施設計画係）

改正する指導要綱第32条に基づき、建設事業者と区の間で子育て支援施設の設置に関する協議を実施する際の要領を新たに定めます。

子育て支援施設は、上記1の の建設事業者の場合には、認可保育所、認証保育所および小規模保育所等とし、上記1の の建設事業者の場合には、事業所内保育施設とします。

協議の手続き（協議申請書・協議結果確認書の様式および区長による協力要請）を定めます。

区長は、協議に際し、建設事業者に対して必要な情報の提供に努めるとともに、協議に基づき子育て支援施設が設置される場合は、建設事業者が施設の運営事業者を決定するに当たり必要な支援を行うものとしします。

ご意見をお寄せください

子育て支援施設（保育所等）の設置に関する「杉並区建築物の建築に係る住環境への配慮等に関する指導要綱」の改正（案）等について

次の1から3の該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください（お名前等の公表は、いたしません。）

1 杉並区内にお住まいの方

お名前： _____ ご住所 _____

2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前 _____ ご住所 _____
勤務先 _____
学校名 _____ 所在地 _____

3 事業者の方

事業者名 _____ 所在地 _____ 代表者名 _____

【ご意見をご記入ください。】

【提出方法】ご記入後、この用紙を受け取られた窓口にご直接提出していただくか、下記提出先宛て郵便またはファクスでお送りください。

期 限 平成25年9月30日（月）必着
提出先 杉並区 都市整備部 都市計画課 建築調整係
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
電 話 03(3312)2111（代表） 内線3542
FAX 03(5307)0689

ご意見に対する区の考え方は、広報すぎなみ、ホームページで平成25年11月頃に公表する予定です。